



告を行う。

- ④ 感染事例等の発生後は、必要に応じて施設長など管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、各関係機関とも情報共有を行なう。情報を外部に提供する際や、法人として公表する際には個人情報の取り扱いに十分留意する。

<附則>

本指針は、2022 年4月1日から適用する。